**地域道路除雪作業委託共通仕様書**

（適用範囲）

第１条　この仕様書は、地域道路除雪作業の施工に適用する。

２　この仕様書に定めのない事項については、甲の指示によるものとする。

（除雪作業目標）

第２条　除雪作業目標は、次のとおりとする。

平常時

|  |  |
| --- | --- |
| 除　　　雪　　　目　　　標 | |
| 生活道路 | 1車線(3.5~4.0m)幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないものとする。 |
| 歩　　道 | 歩行者同士のすれちがいが出来る1.2m以上の幅員を原則とするが、歩道の幅員によるため最低幅は60cm以上で機械幅以上とする。 |

（作業）

第３条　乙は、除雪路線に　　　cm降雪があったときは、直ちに出動して速やかに除雪し交通を確保しなければならない。ただし、夜間および早朝除雪については、最終バス時刻(または21時)以降から、翌朝の始発バス時刻(または3時)までの間交通の確保に支障がない限り除雪作業を休止する。

２　乙は、現地の状況により甲の指示を受けた場合は、前項前段に関わらず除雪作業をするものとする。

３　乙は、人家連担地域で除雪によることが不可能であると認められるときは、あらかじめ甲の承認を得て乙の所有する建設機械を出動させ、速やかに運搬排雪を行い除雪路線の交通を確保するものとする。

４　乙は、除雪作業を開始するときは、降雪状況等を甲に連絡し、完了時は甲に報告するものとする。

５　乙は、現地の状況により、本契約に係る除雪車両（以下「契約車両」という）のみで交通確保ができないときまたは契約車両により除雪作業が不能のときは、甲の承認を得たときに限り、新規に除雪車両を使用することができるものとする。

６　除雪作業中に道路障害物がある場合は、障害物を撤去し、通行確保に努めること。

（除雪計画）

第４条　乙は、契約後速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。作業計画を変更するときも同様とする。

(1)各体制時の作業班の構成

(2)連絡方法

(3)オペレーターの氏名、運転免許証番号、免許の種類および車両系建設機械運転技能講習終了証交付番号

（除雪の安全管理）

第５条　作業の安全管理及び作業に伴う通常の交通整理については、乙の責任において行うものとする。

２　乙は、作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業場危険な個所の点検を行い事故の防止に努めなければならない。

（騒音防止）

第６条　乙は、市街地での除雪作業に当たっては、できる限り騒音防止に努めなければならない。

（作業日誌及び交通確保状況確認簿等）

第７条　乙は、甲が指定する作業日誌を作業日の翌日までに作成して甲に２部提出するものとし、甲は、その内容を審査し、その都度履行を確認し、認印を押印しその1部を乙に返送するものとする。

２　乙は、除雪深および除雪作業が確認できるよう写真撮影を行い、除雪費請求時に確認済作業日誌に添付して提出しなければならない。ただし、黒板ポール等を用い、除雪日時および作業状況が確認できるものでなければならない。

（作業状況等の報告）

第８条　乙は、除雪作業を実施する場合、午前９時と午後５時の２回除雪作業状況と交通確保状況を甲に報告しなければならない。

（オペレーターの資格）

第9条　除雪作業に従事するオペレーターは、使用機種の運転免許証のほかに、労働安全衛生法第61条1項による「車両系建設機械運転技能講習終了証」を所有しているものでなければならない。